

町内会役員（町内会長・会計）の 選出方法改定について

表題の件、先日の回覧の内容が十分に理解されていないようなので、改正内容もう一度説明しますのでご一読下さい。

なお改定は平成30年度から実施されます。

◎町内会三役（会 長・副会長・会計）の選出方法の改定について。

【今までの選出方法】

- ◆会長・会計の選出 … 町内会員の中から適任者を選出し就任を依頼。
任期は規定では一期2年が、実際はほとんどが二期、三期を留任。
- ◆副会長（2名）の選出 … 1組から11組の組長が、町内会長選出の組を除き、2年輪番制で当年度の組長が就任。

【改定された選出方法】

町内会を下記の3グループに分け、各グループが輪番制で町内会長と会計を選出します。

選出方法はグループ毎に選考委員会を設け協議のうえ選出します。

任期は一期2年で留任はありません。

選出委員会は、当年度の組長で構成します。

副会長の選出は、グループ内で会長・会計を選出した組以外の組の組長が、現行と同じ方法で就任します。

選出グループ Aグループ（1組・3組・6組・7組）

Bグループ（2組・4組・5組）

Cグループ（8組・9組・10組・11組）

- ※1 初年度（平成30年度）はCグループからスタートし、8組から会長・10組から会計、9・11組から副会長が選出がされています。
- ※2 三役以外の役員（組長・体育委員・交通安全委員・婦人会委員）及び各委員会の三役（委員長・副委員長・会計）の選出は、現行の各組毎の選出方法と変更はありません。
- ※3 各役員の三役選出輪番表は次頁の表のとおりとなります。